

協働通信

私たちのまちの自治基本条例の制定から5年

都留市は、本市のまちづくりの最高規範として「都留市自治基本条例」を平成21年4月に施行し、本年の3月には施行から5年を迎えました。

これまで、この「協働通信」では、市民が行う様々な活動を紹介してきましたが、自治基本条例は、そのような市民が主役のまちづくりを基本とし、また、市民、行政、事業者間の連携や協力による協働のまちづくりをさらに進めるための理念などが掲げられています。

この自治基本条例の条文には、「市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しなどの必要な措置を講ずるもの」としていることから、昨年度に条例の検討を行いました。

市では、昨年9月に「自治基本条例の検討に関する取組方針」を定め、庁内に設置した企画推進局自治基本条例推進班において、条例施行からこれまでの取り組み状況を取りまとめながら、検討を行いました。

また、12月4日には、条例制定に関わった方たちや地域のまちづくりを推進する方たちの参加により「都留市自治基本条例の推進に関する懇談会」を開催し、意見を聴きました。

- ▽都留市まちづくり市民活動支援センター
都留市中央3-8-1
都留市まちづくり交流センター
(旧文化会館)1階
- ▽開館
火～日(祝日除)
8:30～17:15
- ▽問い合わせ先
mail: shien@city.tsuru.yamanashi.jp
☎(43)1321
F A X (43)1322

懇談会では、参加者から「条例の市民への周知が進んでいないことから、改めて周知が必要。」といった意見や「まちづくりの場で地域住民と大学生とが交流をさらに深められるように協力してほしい。」といった意見、「より多くの地域住民がまちづくりに関わることができるように工夫が必要。」といった意見が挙げられました。また、条例の規定に関しては、「現時点では、条文の見直しということではなく、規定に沿った取り組みをさらに進めることが重要。」といった意見が挙げられました。



■昨年12月4日に開催された懇談会の様子

これを受け、市では、今後、次のような取り組みを進めていくこととしました。

【条例の周知の強化】

- 各団体との連携や様々な情報媒体の活用により、市民に対し、効果的な周知に取り組みます。
- 自治基本条例の理念を基に各施策が進められるよう、市職員などに対し、さらなる意識付けを図ります。

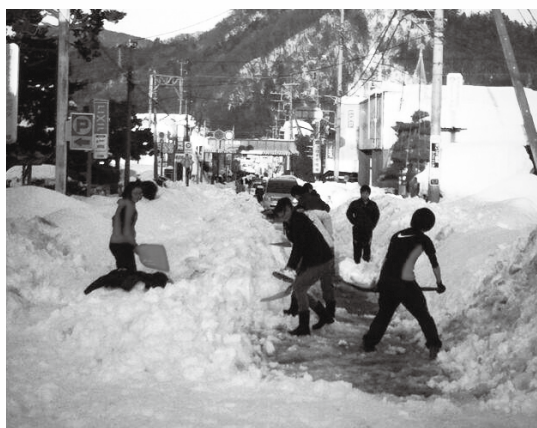


【条例の理念実現に向けた取組の推進】

- 子どもから高齢者まで、多様な市民が市政やまちづくりに関心を持ち、参加できるように制度を拡充します。
- 市長の考えや政策が市民により伝わるよう、市長が直接地域に出向き、市民と懇談する機会を拡充します。
- 地域コミュニティの課題について検討し、対応策を講じていきます。

自治基本条例に掲げられる、市民が主役のまちづくり、協働のまちづくりの推進に向け、市は、今後も取り組みを進めていきますが、よりよいまちにしていくなめには、市民の皆さんのご協力や自主的な取り組みも必要不可欠です。

2月の記録的な大雪では、行政だけではなく、自治会やボランティアの方、都留文科大の学生などが助け合いながら、雪かきや帰宅困難者の対応にあたりました。この協働通信においては、これからもそのような市民の皆さんや学生の自主的な活動や取り組みを取り上げていきます。



■文大生の雪かきボランティアの様子

地域のお知らせ

谷村地域 夢実現ひろば

お寺の境内でお花見！

桃花の競演を楽しみましょう。

日時 4月24日(木)13時～15時30分

集合場所 まちづくり交流センター

行き先 桂林寺

持ち物 飲み物

雨天時 交流センター会議室2

問合せ先 まちづくり交流センター